

特定計量器検定手数料（抜粋）

(2) 質量計	
ア 非自動はかり	
(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1 t以下のもの	
ひょう量が30キログラム以下のもの	1,050円
ひょう量が100キログラム以下のもの	1,250円
ひょう量が250キログラム以下のもの	1,650円
ひょう量が500キログラム以下のもの	2,050円
ひょう量が500キログラムを超えるもの	2,350円
(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
ひょう量が10キログラム以下のもの	100円
ひょう量が10キログラムを超えるもの	190円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	
ひょう量が5キログラム以下のもの	150円
ひょう量が20キログラム以下のもの	190円
ひょう量が50キログラム以下のもの	250円
ひょう量が100キログラム以下のもの	340円
ひょう量が250キログラム以下のもの	520円
ひょう量が500キログラム以下のもの	900円
ひょう量が1トン以下のもの	1,550円
ひょう量が2トン以下のもの	2,450円
ひょう量が5トン以下のもの	6,150円
ひょう量が10トン以下のもの	7,750円
ひょう量が20トン以下のもの	11,400円
ひょう量が30トン以下のもの	14,150円
ひょう量が40トン以下のもの	18,900円
ひょう量が50トン以下のもの	21,300円
ひょう量が50トンを超えるもの	37,800円
<small>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の額とする。</small>	
イ 分銅	
表す質量が200グラム以下のもの	20円
表す質量が200グラムを超えるもの	220円
ウ 定量おもり若しくは定量増おもり	
表す質量が5キログラム以下のもの	20円
表す質量が20キログラム以下のもの	90円
表す質量が20キログラムを超えるもの	290円
(5) 体積計	
ア 水道メーター	
口径が25ミリメートル以下のもの	80円
口径が40ミリメートル以下のもの	170円
口径が100ミリメートル以下のもの	1,200円
口径が100ミリメートルを超えるもの	1,650円
イ 温水メーター	200円
ウ 燃料油メーター	
(ア) 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	590円
(イ) 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの((ア)に掲げるものを除く。)	1,550円
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	2,050円
エ 液化石油ガスメーター	6,400円
(7) アネロイド型圧力計	
ア アネロイド型圧力計(イに掲げるものを除く。)	
計ることができる最大の圧力が5メガパスカル以下のもの	90円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	450円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	930円
イ アネロイド型血圧計	150円
(8) 熱量計	
積算熱量計	1,250円

装置検査手数料

装置検査	700円
------	------